

令和3年度 第6回糸島市教育委員会会議会議録

(日 時) 令和3年11月30日(火) 15時00分から15時44分まで

(会 場) 糸島市役所本館3階 庁議室

(出席委員) 西 憲一郎委員(職務代理者)、古川 泰永委員
松尾 実恵委員、宗 聖子委員

(事務局出席者) 家宇治 正幸教育長
小金丸 敏浩教育部長、土肥 英雄教育総務課長、吉永 政博学校教育課長、
山下 千恵子生涯学習課長、村上 敦文化課長、岡部 裕俊文化課企画監兼博物
館館長、石硯 晃子学校教育課指導係長兼指導主事、上田 暁学校教育課主幹
兼指導主事、金子 剛教育総務課総務係長

(傍聴人) なし

1 会議事項

- (1) 会議録署名委員の指名
- (2) 会議録の承認
- (3) 教育長の報告
- (4) 議事

議案第6号 糸島市立小中学校施設開放に関する条例施行規則の一部を改正する規則について

議案第7号 糸島市社会教育関係団体補助金交付規程の一部を改正する告示について

2 報告事項

- (1) 糸島市体育施設指定管理者候補団体の選定について
- (2) 令和4年糸島市成人式の実施について
- (3) 令和2年度小・中学校における「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」の概要について
- (4) 令和4年度糸島市立小中学校の「学期制」について

3 その他

- (1) 各課業務の主な取組状況及び課題について
- (2) 教育委員から
- (3) その他

4 開 会

(家宇治教育長)

本日の会議の出席は全員です。定数に達しています。よって、本日の会議は成立いたしました。

これより、令和3年度第6回糸島市教育委員会会議を開会いたします。

(1) 会議録署名委員の指名

(家宇治教育長)

令和3年度第6回教育委員会会議の会議録署名委員に、糸島市教育委員会会議規則第14条第3項の規定により、松尾 委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

(2) 会議録の承認

(家宇治教育長)

令和3年度第5回教育委員会会議の会議録の承認について、お諮りいたします。事前に配付しています会議録の記載事項につきまして、何か訂正事項等がありましたら、ご指摘をお願いいたします。

(委員全員)

なし。

(家宇治教育長)

ご異議が無いようですので、会議録は原案のとおり承認されました。西 委員におかれましては、会議終了後、署名をお願いします。

(3) 教育長の報告

(家宇治教育長)

それでは、私の方から報告をさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症についてですが、10月2日以降、児童生徒等の感染は確認されていません。各学校に対しては、本年度中は感染防止対策を今までどおり徹底して行うこと。その中で様々な教育課程を可能な限り、工夫をしながら実施していくこととして通知を出しています。

修学旅行については、小学校で残り2校が実施していませんが、12月中に実施を予定しており、また、中学校については、2月までには実施する予定となっています。

次に、児童生徒の問題行動に関する全国での調査結果が出ています。後ほど、指導主事から詳しく報告させますが、糸島市の一番の特徴として不登校が挙げられます。千人当たりの割合で行きますと全国と比べ、9名上回っている状況です。そこで、今後の不登校対応ですが、今までどおり不登校を生じさせない取組を充実させる。しかしながら、不登校となった児童生徒への支援を設定し取組んでいくことが必要と考えます。

平成28年に制定された教育機会確保法では、基本的に社会的自立を目指すことが規定されており、不登校で学校に登校できない児童生徒においても社会的自立を促していくため、学校が関わる必要があります。これを具体化していくということになります。

これで、私からの報告を終わらせていただきます。

(4) 議事

(家宇治教育長)

それでは、議事に移ります。

議案第6号と議案第7号は、関連していますので、一括議題とさせていただきます。

それでは、議案第6号 糸島市立小中学校施設開放に関する条例施行規則の一部を改正する規則について それから、議案第7号 糸島市社会教育関係団体補助金交付規程の一部を改正する告示について を一括議題といたします。

生涯学習課長より説明させます。

(山下生涯学習課長 説明)

(家宇治教育長)

質問並びに意見がありましたら、お願いいたします。

(委員全員)

なし。

(家宇治教育長)

無いようですので、各議案に対する採決を行いたいと思います。

最初に、議案第6号に対し、賛成の委員の挙手を求めます。

(委員全員) 挙手

(家宇治教育長)

挙手全員であります。よって、議案第6号 糸島市立小中学校施設開放に関する条例施行規則の一部を改正する規則については、原案のとおり可決されました。

(家宇治教育長)

次に、議案第7号に対し、賛成の委員の挙手を求めます。

(委員全員) 挙手

(家宇治教育長)

挙手全員であります。よって、議案第7号 糸島市社会教育関係団体補助金交付規程の一部を改正する告示については、原案のとおり可決されました。

(5) 報告事項

(家宇治教育長)

議事が終了しましたので、報告へ移ります。

報告① 糸島市体育施設指定管理者候補団体の選定について 生涯学習課長から報告をさせます。

(山下生涯学習課長 報告)

(家宇治教育長)

何かご質問がございましたら、お願いいたします。

(委員全員)

なし。

(家宇治教育長)

無いようなので、次に移ります。

(家宇治教育長)

報告② 令和4年糸島市成人式の実施について 報告させます。

(山下生涯学習課長 報告)

(家宇治教育長)

何かご質問がございましたら、お願いいたします。

(委員全員)

なし。

(家宇治教育長)

無いようなので、次に移ります。

(家宇治教育長)

報告③ 令和2年度小・中学校における「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」の概要について 報告させます。

(上田学校教育課主幹兼指導主事 報告)

(家宇治教育長)

何かご質問がございましたら、お願いいたします。

(古川委員)

15頁の暴力行為について質問です。小学校において、特定の児童が複数回暴力行為を行ったとあるが、1校の児童が複数回行ったのか、複数校の児童が複数回行ったのか伺いたい。

(上田学校教育課主幹兼指導主事)

1校ではなく、数校で行われています。

(古川委員)

ということは、暴力件数が増えているということか。

(上田学校教育課主幹兼指導主事)

数校で、一人の児童が複数回にわたり行っており、そういう意味では増えているということになります。

(松尾委員)

15頁のいじめについてですが、先日、愛知県弥富市で中学3年生の事件がありましたが、最初、学校は、いじめを把握していないと説明していたが、2年生の時のアンケートでは、いじめがあるとの回答があったそうです。いじめに関するアンケートは、原則3年間の保管義務があるそうですが、糸島市においても3年間保管されているのでしょうか。

(上田学校教育課主幹兼指導主事)

糸島市では、5年間の保管としています。

(西委員)

16頁の不登校について、糸島市の値は、全国値に並行するように件数が増え続けている。どの様に分析・推測しているか伺いたい。

(上田学校教育課主幹兼指導主事)

増加傾向に関してですが、不登校の児童生徒数については、昨年も不登校を経験した児童生徒を継続数、今年に新しく不登校となった児童生徒を新規数として、それらを合わせた児童生徒数が計上されています。

新規数については、毎年同じ割合で出現しますが、継続数については、年々この割合が増

加しますので、結果、増加傾向となっています。

また、別の角度から増加傾向の要因を分析すると、糸島市では、病気欠席と不登校との取扱いを厳密にしていることが考えられます。

糸島市では、病気欠席者として取扱う割合が、福岡県や国と比べ低い傾向にあり、これは、教員が日々のかかわりの中で、当該児童生徒の状況を的確に把握し、病気に起因する長期欠席であっても病気欠席と不登校を分けて計上しています。

(家宇治教育長)

糸島市では、病気欠席と不登校を厳密に分けて集計していますが、他と比べ不登校の数が多きことは事実です。

また、当初から不登校として転入して来られる方も見受けられます。近年は、この割合も増えていることも事実です。

当然ながら、学校は不登校を減らす努力を行っていますが、不登校になった児童生徒をいかに支援していくかについても取り組むことが必要だと思っています。

(宗委員)

私が保護者から聞いた事例を挙げさせていただきます。

体育の授業中に、特別な支援を要する子どもから至近距離でボールを当てられた子の指がはく離骨折しており、当てられた子の保護者は、その時に謝罪の言葉があれば良かったのにと話された後に、相手に怪我をさせたことから周りがエスカレートし、いじめに繋がり、ボールを当てた子が、不登校になったりしませんかねと相談を受けました。

体育の授業だったので、支援の先生が不在だったとも聞きましたが、現状、全ての学校で、感情のコントロールの不得意な児童生徒にどのような支援方法で、不登校に繋がらない取組をされているのかお聞きします。

(吉永学校教育課長)

授業中に特別な支援を要する児童生徒が、加害者または被害者になるケースは多くあります。このため、学校教育課では、特別支援教育支援員を各学校に配置しています。

今言われたような状況下に特別支援教育支援員が居合わせているかは定かではありませんが、特別支援教育支援員は、そのような状況を事前に察知しながら適宜指導していただいています。

特に、いじめの認知については、いじめを基に命を落とすという前提に基づいて、組織的な対応をするために、個々の事象を判断しますし、そのような判断をするよう学校には通知しています。

お話にあった謝罪についてですが、謝罪は双方が納得しなければならないので、特別な支援を要する子が自身の行動を客観的にみて、そのことを悪いことと納得し、謝罪したいと思えば、学校では謝罪の会を設けることを行います。

(家宇治教育長)

他にありませんか。

(委員全員)

なし。

(家宇治教育長)

無いようなので、次に移ります。

(家宇治教育長)

報告④ 令和4年度糸島市立小中学校の「学期制」について 報告させます。

(吉永学校教育課長 報告)

(家宇治教育長)

何かご質問がございましたら、お願いいたします。

(委員全員)

なし。

(家宇治教育長)

無いようですので、これで報告を終了します。

(6) その他

(家宇治教育長)

その他の案件に移ります。

各課業務の主な取組状況について、各課長から順次報告させます。

(教育総務課、学校教育課、生涯学習課、文化課 各課長等から報告)

(家宇治教育長)

各課からの報告について、質問がありましたら、お願いいたします。

(委員全員)

なし。

(家宇治教育長)

無いようですので、委員の皆様から何かありましたらお願いします。

(宗委員)

昨日、志摩中学校からメールが届きまして、G o o g l e ホームを利用して生徒の出欠連絡を実施したいとの内容でした。

この取組は、全学校が対象でしょうか？

(吉永学校教育課長)

確認は行いますが、志摩中学校だけと把握しています。

(家宇治教育長)

他にございませんでしょうか。

(委員全員)

なし。

(家宇治教育長)

無いようですので、その他を終了いたします。

(家宇治教育長)

次回会議の日程ですが、次回の会議は、12月23日(木)の13時30分から予定しています。よろしいでしょうか。

(委員全員)

意見なし。

(家宇治教育長)

では、以上をもって、第6回の糸島市教育委員会会議を閉会します。お疲れ様でした。

糸島市教育委員会会議規則第14条第3項の規定により、ここに署名する。

教育長

委員

(教育長指名委員)